（切替日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　平成二十九年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項又は第五項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（給与の内払）

第三条　新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、新法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第八条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（平成三十年四月一日における号俸の調整）

第四条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。以下この条において「一般職給与改正法」という。）附則第三条第一項の規定は、平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、同法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官」と、「一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2　前項に定めるもののほか、平成三十年四月一日において三十七歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって法第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

3　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4　前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十二条の規定による勤務をしている職員及び同法第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員について準用する。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十八条第七項及び第三十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条の三」を「第二十条の四」に改める。

第一条中「第二十条の三第一号」を「第二十条の三第二号及び第二十条の四第一号」に改める。

第二十条の二中「第三十二条から第三十三条の二まで」を「第三十一条の二から第三十三条の三まで」に、「別表第六から別表第八まで」を「別表第三から別表第五まで」に改め、同条第二号中「、第三十二条及び第三十三条」を「及び第三十一条の二から第三十三条まで」に改める。

第二十条の三中「第三十三条の二第三項」を「第三十三条の三第三項」に改め、同条第十二号中「（平成十六年政令第二百七十五号）」を削り、第三章中同条を第二十条の四とする。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令）

第二十条の三　法第三十三条の二に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律